

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………  
 ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

### 公告

○再開発等促進区を定める地区計画の原案……………  
 ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一件)……………  
 ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

## 告示

### ●東京都告示第八百三十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年七月十三日

東京都知事 小池百合子

一 要措置区域 別図のとおり(板橋区富士見町地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物及びシアン化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定及び原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

### ●東京都告示第八百三十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年七月十三日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区富士見町地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

## 公告

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和五年七月十三日

東京都知事 小池百合子

一 名称 有楽町・銀座・新橋周辺地区地区計画

二 位置 追加する部分

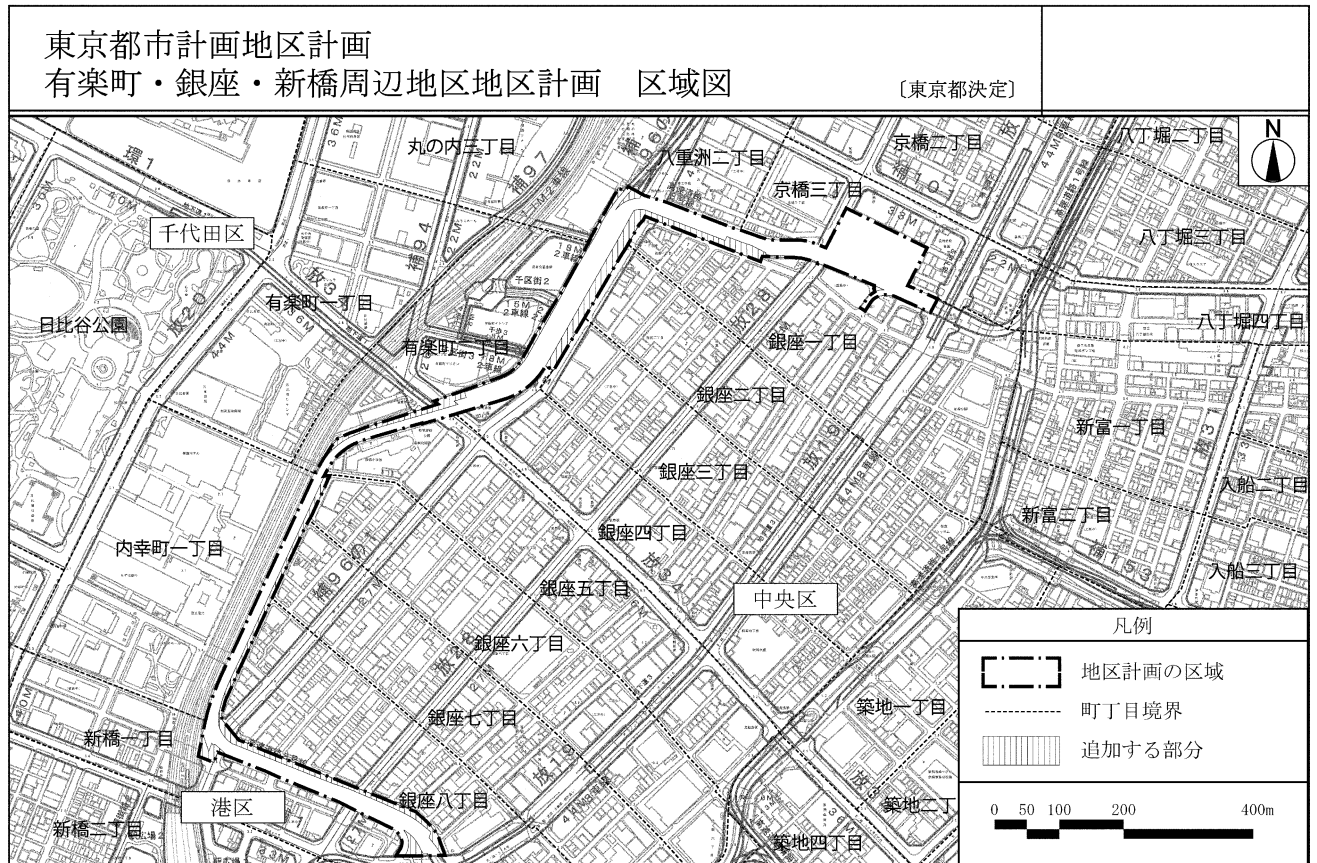
千代田区丸の内三丁目、有楽町二丁目、中央区八重洲二丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目及び港区新橋一丁目各地内  
 変更する部分  
 千代田区丸の内三丁目、有楽町二丁目、内幸町一丁目、中央区八重洲二丁目、京橋三丁目、銀座一丁

- 三 区域
- 四 縦覧場所
- 五 縦覧期間
- 六 意見書の提出先

別図のとおり  
 目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目及び港区新橋一丁目各区内

東京都都市整備局都市づくり政策部  
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに千代田区役所、中央区役所及び港区役所  
 公告の日の翌日から起算して二週間  
 新宿区西新宿二丁目八番一号  
 東京都都市整備局都市づくり政策部  
 都市計画課

別図



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第422号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
 (承認番号) 5都市基街都第58号、令和5年5月26日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年七月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年七月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 nonowa国立WEST
- 二 店舗所在地 国立市北一丁目十四番地の一
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社グーほか二十名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社グーほか二十名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 カネ美食品株式会社ほか八名
- 八 変更前の小売業者 新宿区西新宿七丁目二十番一号

の住所

(株式会社東方紅企画)ほか

九 変更後の小売業者の住所

世田谷区玉川一丁目二番八号(株式会社東方紅企画)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名

園部 明義(カネ美食品株式会社)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名

寺山 雅也(カネ美食品株式会社)ほか

十二 変更日

令和五年五月二十四日ほか

十三 届出日

令和五年六月十六日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

令和五年七月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 玉川高島屋ショッピングセンター
- 二 店舗所在地 世田谷区玉川三丁目十七番一号
- 三 設置者名 東神開発株式会社ほか二名
- 四 設置者住所 世田谷区玉川三丁目十七番一号ほか
- 五 変更を行った設置者名 長崎 玲子
- 六 変更前の設置者住所 世田谷区瀬田二丁目十番十四号
- 七 変更後の設置者住所 世田谷区瀬田二丁目十番二十三号
- 八 変更前の小売業者 株式会社銀座マギーほか百九十三

の氏名又は名称

名

九 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社銀座マギーほか百九十四名

十 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社銀座ヨシノヤほか十四名

十一 変更前の小売業者の住所

中央区日本橋室町一丁目五番六号(株式会社木屋)ほか

十二 変更後の小売業者の住所

中央区日本橋小舟町三番十一号(株式会社木屋)ほか

十三 変更前の小売業者の代表者名

日高 孝一(株式会社銀座ヨシノヤ)ほか

十四 変更後の小売業者の代表者名

野原 丈郎(株式会社銀座ヨシノヤ)ほか

十五 変更日

令和五年二月十七日ほか

十六 届出日

令和五年六月二十日

十七 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間

令和五年七月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 玉川高島屋ショッピングセンター
- 二 店舗所在地 世田谷区玉川二丁目二十七番五号
- 三 設置者名 東神開発株式会社
- 四 設置者住所 世田谷区玉川三丁目十七番一号

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
ギャップジャパン株式会社

六 変更前の小売業者の代表者名  
マシュー コリン

七 変更後の小売業者の代表者名  
秋山 玄

八 変更日  
令和四年七月二十五日

九 届出日  
令和五年六月二十日

十 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間  
令和五年七月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和五年七月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年七月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名  
nonowa国立WEST

二 店舗所在地  
国立市北一丁目十四番地の一

三 設置者名  
東日本旅客鉄道株式会社

四 設置者住所  
渋谷区代々木二丁目二番二号

五 変更前の店舗面積の合計  
千六百二十平方メートル

六 変更後の店舗面積の合計  
二千二百九十平方メートル

七 変更前の駐車場の位置及び収容台数  
店舗西側 十四台

八 変更後の駐車場の位置及び収容台数  
店舗西側 二十台

九 変更前の駐車場の位置及び収容台数  
隔地 二百七十台

十 変更後の駐車場の位置及び収容台数  
隔地 二百八十一台

十一 変更前の廃棄物の保管施設の位置及び容量  
店舗西側 九・九四立方メートル

十二 変更後の廃棄物の保管施設の位置及び容量  
店舗西側 十八・四一立方メートル

十三 変更前の開店時刻  
午前七時ほか

十四 変更後の開店時刻  
午前七時ほか

十五 変更前の閉店時刻  
午後十時ほか

刻  
十六 変更後の閉店時刻  
午後十時ほか

十七 変更日  
令和六年二月二十八日

十八 届出日  
令和五年六月二十七日

十九 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

二十 縦覧期間  
令和五年七月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十一 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円

印刷所  
三〇円  
(郵送料を含む)

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001